

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑦ 福祉政策と関連政策	○ 福祉供給過程	・ 公私(民)関係、再分配、割当、行財政、計画 ・ その他
		○ 福祉利用過程	・ スティグマ、情報の非対称性、受給資格とシティズンシップ ・ その他
		○ 福祉政策と教育政策	
		○ 福祉政策と住宅政策	
⑧ 相談援助活動と福祉政策の関係		○ 福祉政策と労働政策	
		○ 福祉供給の政策過程と実施過程	

共通
科目

5. 地域福祉の理論と方法(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の基本的考え方(人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂等を含む。)について理解する。 地域福祉の主体と対象について理解する。 地域福祉に係る組織、団体及び専門職の役割と実際について理解する。 地域福祉におけるネットワーク(多職種・多機関との連携を含む。)の意義と方法及びその実際について理解する。 地域福祉の推進方法(ネットワーク、社会資源の活用・調整・開発、福祉ニーズの把握方法、地域トータルケアシステムの構築方法、サービスの評価方法を含む。)について理解する。 	① 地域福祉の基本的考え方	○ 概念と範囲	・ 定義 ・ その他
		○ 地域福祉の理念	・ 人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂 ・ その他
		○ 地域福祉の発展過程	
		○ 地域福祉における住民参加の意義	
	② 地域福祉の主体と対象	○ 地域福祉におけるアウトリーチの意義	
		○ 地域福祉の主体	
		○ 地域福祉の対象	
		○ 社会福祉法	・ 地域福祉の推進 ・ その他
	③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民	○ 行政組織と民間組織の役割と実際	・ 地方自治体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、共同募金、自治会、ボランティア組織、企業、生活協同組合、農業協同組合 ・ その他
		○ 専門職や地域住民の役割と実際	・ 社会福祉士、社会福祉協議会の地域福祉活動専門員、介護相談員、認知症サポーター、その他の者の役割

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 地域福祉の推進方法	○ ネットワーキング(多職種・多機関との連携を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーキング(多職種・多機関との連携を含む。)の意義と方法及び実際 ・ その他
		○ 地域における社会資源の活用・調整・開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における社会資源の活用・調整・開発の意義や目的と留意点及びその方法と実際 ・ その他
		○ 地域における福祉ニーズの把握方法と実際	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質的な福祉ニーズの把握方法と実際 ・ その他
		○ 地域トータルケアシステムの構築方法と実際	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域トータルケアシステムに必要な要素 ・ 地域トータルケアシステムの構築方法と実際 ・ その他
		○ 地域における福祉サービスの評価方法と実際	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストラクチャー評価、プロセス評価、アウトカム評価 ・ その他 ・ 福祉サービスの第三者評価事業、ISO、QC活動、運営適正化委員会 ・ その他

38

共通
科目

6. 福祉行財政と福祉計画(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉の行財政の実施体制(国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む。)について理解する。 ・ 福祉行財政の実際について理解する。 ・ 福祉計画の意義や目的、主体、方法、留意点について理解する。 	① 福祉行政の実施体制	○ 国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定受託事務と自治事務 ・ その他
		○ 都道府県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉行政の広域的調整、事業者の指導監督 ・ その他
		○ 市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの実施主体、介護保険制度における保険者 ・ その他
		○ 国と地方の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権の推進 ・ その他
		○ 福祉の財源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の財源 ・ 地方の財源 ・ 保険料財源 ・ 民間の財源 ・ その他
		○ 福祉行政の組織及び団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所 ・ 児童相談所 ・ 身体障害者更生相談所 ・ 知的障害者更生相談所 ・ 婦人相談所 ・ 地域包括支援センター ・ その他

39

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 福祉行政における専門職の役割	・ 福祉事務所の現業員、査察指導員 ・ 児童福祉司 ・ 身体障害者福祉司 ・ 知的障害者福祉司 ・ その他
	② 福祉行財政の動向		
	③ 福祉計画の意義と目的	○ 福祉計画の意義と目的 ○ 福祉計画における住民参加の意義 ○ 福祉行財政と福祉計画の関係	
	④ 福祉計画の主体と方法	○ 福祉計画の主体 ○ 福祉計画の種類	・ 地域福祉計画、老人保健福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画 ・ その他
		○ 福祉計画の策定過程 ○ 福祉計画の策定方法と留意点 ○ 福祉計画の評価方法	・ 問題分析と合意形成過程 ・ その他
	⑤ 福祉計画の実際		

40

共通
科目

7. 社会保障(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> 現代社会における社会保障制度の課題(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。)について理解する。 社会保障の概念や対象及びその理念等について、その発達過程も含めて理解する。 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。 社会保障制度の体系と概要について理解する。 年金保険制度及び医療保険制度の具体的内容について理解する。 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。 	① 現代社会における社会保障制度の課題(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。)	○ 人口動態の変化、少子高齢化 ○ 労働環境の変化	・ 男女共同参画 ・ ワークライフバランス ・ その他
	② 社会保障の概念や対象及びその理念	○ 社会保障の概念と範囲 ○ 社会保障の役割と意義 ○ 社会保障の理念 ○ 社会保障の対象 ○ 社会保障制度の発達	
	③ 社会保障の財源と費用	○ 社会保障の財源 ○ 社会保障給付費 ○ 国民負担率	
	④ 社会保険と社会扶助の関係	○ 社会保険の概念と範囲 ○ 社会扶助の概念と範囲	
	⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係	○ 公的施策と民間保険の現状	・ 民間年金保険、民間医療保険、民間介護保険 ・ その他
	⑥ 社会保障制度の体系	○ 年金保険制度の概要 ○ 医療保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他 ・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他

41

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 介護保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 労災保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 雇用保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 社会福祉制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 生活保護制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 家族手当制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
	⑦ 年金保険制度の具体的内容	○ 国民年金	
		○ 厚生年金	
		○ 各種共済組合の年金	
	⑧ 医療保険制度の具体的内容	○ 国民健康保険	
	○ 健康保険		
	○ 各種共済組合の医療保険		
⑨ 諸外国における社会保障制度の概要	○ 先進諸国における社会保障制度の概要		
		42	

共通科目

8. 低所得者に対する支援と生活保護制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要とその実際について理解する。 相談援助活動において必要となる生活保護制度や生活保護制度に係る他の法制度について理解する。 自立支援プログラムの意義とその実際について理解する。 	① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際	○ 低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要	・ 低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要の実態 ・ その他
	② 生活保護制度	○ 生活保護費と保護率の動向	・ 生活扶助、医療扶助、その他の扶助等の動向
		○ 生活保護法の概要	・ 生活保護法の目的、基本原理、保護の原則、保護の種類と内容、保護の実施機関と実施体制、保護の財源、保護施設の種類の種類、被保護者の権利及び義務、生活保護の最近の動向 ・ その他
	③ 生活保護制度における組織及び団体の役割と実際	○ 国の役割	
		○ 都道府県の役割	
		○ 市町村の役割	
④ 生活保護制度における専門職の役割と実際	○ ハローワークの役割		
	○ 現業員の役割		
	○ 査察指導員の役割		
⑤ 生活保護制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	○ 保健医療との連携	・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他	
	○ 労働施策との連携		
	○ その他の施策との連携		
		43	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑥ 福祉事務所の役割と実際	○ 福祉事務所の組織体系	
		○ 福祉事務所の活動の実際	
	⑦ 自立支援プログラムの意義と実際	○ 自立支援プログラムの目的	
		○ 自立支援プログラムの作成過程と方法	
		○ 自立支援プログラムの実際	
	⑧ 低所得者対策	○ 生活福祉資金の概要	
		○ 低所得者に対する自立支援の実際	
		○ 無料低額診療制度	
	⑨ 低所得者へ住宅政策	○ 公営住宅	
	⑩ ホームレス対策	○ ホームレス自立支援法の概要	

9. 保健医療サービス(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例		
ねらい	含まれるべき事項			
<ul style="list-style-type: none"> 相談援助活動において必要となる医療保険制度(診療報酬に関する内容を含む。)や保健医療サービスについて理解する。 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際、多職種協働について理解する。 	① 医療保険制度	○ 医療保険制度の概要 ○ 医療費に関する政策動向	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費制度の概要 その他 	
	② 診療報酬	○ 診療報酬制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 多様な居住の場における在宅療養 ターミナルケアを支援する診療報酬制度 その他 	
	③ 保健医療サービスの概要	○ 医療施設の概要 ○ 保健医療対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 病院、特定機能病院、回復期リハビリテーション病棟、地域医療支援病院、診療所 その他 	
	④ 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際	○ 医師の役割 ○ インフォームドコンセントの意義と実際 ○ 保健師、看護師等の役割 ○ 作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の役割		
	⑤ 保健医療サービス関係者との連携と実際	○ 医師、保健師、看護師等との連携 ○ 地域の社会資源との連携	<ul style="list-style-type: none"> 医療ソーシャルワーカーの業務指針 その他 	
			<ul style="list-style-type: none"> 連携の方法 連携の実際 医療チームアプローチの実際 その他 	
			<ul style="list-style-type: none"> 連携の方法 連携の実際 その他 	

10. 権利擁護と成年後見制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> 相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。)との関わりについて理解する。 相談援助活動において必要となる成年後見制度(後見人等の役割を含む。)について理解する。 成年後見制度の実際について理解する。 社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。 	<p>① 相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。)との関わり</p> <hr/> <p>② 成年後見制度</p>	○ 相談援助活動において想定される法律問題	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用と契約 消費者被害と消費者保護 自己破産 借家保証 行政処分と不服申立 その他
		○ 日本国憲法の基本原理の理解	<ul style="list-style-type: none"> 基本的人権の尊重 その他
		○ 民法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 契約 不法行為 親族 相続 その他
		○ 行政法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 行政行為 行政事件手続 情報公開 その他
		○ 成年後見の概要	<ul style="list-style-type: none"> 成年被後見人の行為能力 成年後見人の役割 その他
		○ 保佐の概要	<ul style="list-style-type: none"> 被保佐人の行為能力 保佐人の役割 その他
		○ 補助の概要	<ul style="list-style-type: none"> 補助人の役割 その他
		○ 任意後見	
		○ 民法における親権や扶養の概要	
		○ 成年後見制度の最近の動向	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>③ 日常生活自立支援事業</p> <hr/> <p>④ 成年後見制度利用支援事業</p> <hr/> <p>⑤ 権利擁護に係る組織、団体の役割と実際</p> <hr/> <p>⑥ 権利擁護活動の実際</p>	○ 日常生活自立支援事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 専門員の役割 生活支援員の役割 日常生活自立支援事業の最近の動向 その他
		○ 成年後見制度利用支援事業の概要	
		○ 家庭裁判所の役割	
		○ 法務局の役割	
		○ 市町村の役割(市町村申立)	
		○ 弁護士役割	
		○ 司法書士の役割	
		○ 社会福祉士の活動の実際	
		○ 認知症を有する者への支援の実際	
		○ 消費者被害を受けた者への対応の実際	
○ 被虐待児・者(高齢者を含む。)への対応の実際			
○ アルコール等依存者への対応の実際			
○ 非行少年への対応の実際			
○ ホームレスへの対応の実際			
○ 多問題重複ケースへの対応の実際			
○ 障害児・者への支援の実際			

11. 障害者に対する支援と障害者自立支援制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉・介護需要（地域移行や就労の実態を含む。）について理解する。 ・ 障害者福祉制度の発展過程について理解する。 ・ 相談援助活動において必要となる障害者自立支援法や障害者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。 	① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要	○ 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の福祉・介護需要の実態 ・ 障害者の地域移行や就労の実態 ・ その他
	② 障害者福祉制度の発展過程	○ 障害者福祉制度の発展過程	
	③ 障害者自立支援法	○ 障害者自立支援法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の目的、障害程度区分判定の仕組みとプロセス、支給決定の仕組みとプロセス、財源、障害福祉サービスの種類、障害者支援施設の種類、補装具・住宅改修の種類、自立支援医療、地域生活支援事業、苦情解決、審査請求、障害者自立支援制度の最近の動向 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 障害者自立支援法における組織及び団体の役割と実際	○ 国の役割	
		○ 市町村の役割	
		○ 都道府県の役割	
	⑤ 障害者自立支援法における専門職の役割と実際	○ 指定サービス事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワーク ・ その他
		○ 国民健康保険団体連合会の役割	
		○ 労働関係機関の役割	
⑥ 障害者自立支援法における多職種連携、ネットワーキングと実際	○ 教育機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校 ・ その他 	
	○ 障害者自立支援制度における公私の役割関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他 	
	○ 相談支援専門員の役割		
	○ サービス管理責任者の役割		
	○ 居宅介護従業者の役割		
	○ 医療関係者との連携		
○ 精神保健福祉士との連携			
○ 障害程度区分判定時における連携			
○ サービス利用時における連携			
○ 労働関係機関関係者との連携			
	○ 教育機関関係者との連携		

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑦ 相談支援事業所の役割と実際	○ 相談支援事業所の組織体系	
		○ 相談支援事業所の活動の実際	
	⑧ 身体障害者福祉法	○ 身体障害者福祉法の概要	・ 身体障害者福祉手帳、身体障害者福祉法に基づく措置 ・ その他
	⑨ 知的障害者福祉法	○ 知的障害者福祉法の概要	・ 療育手帳、知的障害者福祉法に基づく措置 ・ その他
	⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の概要	・ 精神保健福祉手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院 ・ その他
	⑪ 発達障害者支援法	○ 発達障害者支援法の概要	・ 発達障害者支援センターの役割 ・ その他
	⑫ 障害者基本法	○ 障害者基本法の概要	
	⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の概要	
	⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要	
	⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律	○ 障害者の雇用の促進等に関する法律の概要	

50

I - ③ 短期養成施設における教育カリキュラム

- 教育内容の見直しにおいては、精神保健福祉士教育カリキュラムの中で、精神障害者に限らず、障害者等の相談援助を行う際に不可欠となる、ソーシャルワークに係る基礎的な知識及び技術の習得に関する教育内容を基礎科目として考えることとする。
- その際、平成21年度に改正された共通科目においては、精神保健福祉士の知識及び技術として重要となる「現代社会と福祉」、「地域福祉の理論と方法」の2科目を基礎科目から除外していたところであるが、今回の見直しにより、精神障害者の支援という観点で関連する教育内容が専門科目にも盛り込まれることから、先の2科目を基礎科目として位置づけることとする。
- 短期養成施設のカリキュラムについては、上記の考え方に基づく基礎科目を修めて卒業した者に加えて、一定の相談援助に関わる実務経験を有する者を対象とするものであることから、精神保健福祉士に求められる専門的な知識と技術の習得に重点を置いた教育カリキュラムとする。

科目	時間
精神疾患とその治療	60
精神保健の課題と支援	60
精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ	30
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120
精神保健福祉活動を支える制度・サービス	60
精神障害者の生活支援システム	30
精神保健福祉援助演習Ⅱ	60
精神保健福祉援助実習指導	90
精神保健福祉援助実習	210
合計	720

51

Ⅱ 教員（実習・演習を除く）

52

Ⅱ－① 専任教員の員数等

1 専任教員の数

- 学生総定員の区分に応じた専任教員の数に係る基準は変更しない。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行								
現行どおり	<p>○ 下表に定める数以上の専任教員を有すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学生総定員の区分</th> <th>専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80人まで</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>81人から200人まで</td> <td>3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$</td> </tr> <tr> <td>201人以上</td> <td>6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$</td> </tr> </tbody> </table>	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	3	81人から200人まで	3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$	201人以上	6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$
学生総定員の区分	専任教員数								
80人まで	3								
81人から200人まで	3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$								
201人以上	6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$								

53

2 専任教員の要件

○ 専任教員の要件について、新しい教育カリキュラムを踏まえ、見直しを行う。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 短期養成施設及び一般養成施設等別表第〇に定める数以上の専任教員を有し、かつ、専任教員として、次に掲げる者を少なくとも1人ずつ有すること。</p> <p>(1)教務に関する主任者</p> <p>(2)精神保健福祉相談の基盤Ⅱ、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉活動を支える制度・サービス、精神障害者の生活支援システム、又は精神保健福祉援助演習Ⅱを教授できる者</p> <p>(3)精神保健福祉援助実習又は精神保健福祉援助実習指導を教授できる者</p> <p>③ 原則として、教員は、1の精神保健福祉士養成施設等(1の精神保健福祉士養成施設等に2以上の課程がある場合は、1の課程)に限り、専任教員となるものであること。</p>	<p>① 短期養成施設及び一般養成施設等別表第2に定める数以上の専任教員を有し、かつ、専任教員として、次に掲げる者を少なくとも1人ずつ有すること。</p> <p>(1)教務に関する主任者</p> <p>(2)精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術論又は精神保健福祉援助技術各論を教授できる者</p> <p>(3)精神保健福祉援助実習を教授できる者</p> <p>③ 原則として、教員は、1の精神保健福祉士養成施設等(1の精神保健福祉士養成施設等に2以上の課程がある場合は、1の課程)に限り、専任教員となるものであること。</p>

54

Ⅱ－② 教員要件の見直し(実習・演習を除く)

○ 教員要件については、実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から、現行の教員要件を踏まえつつ、

- ① 保健、医療、福祉サービス等の現場で、実際に活動している精神保健福祉士を広く活用できるようにすること
- ② 国の行政機関又は地方公共団体の職員として、5年以上の実務経験があれば、当該科目に関して教授できるようにすること
- ③ 「精神疾患とその治療」や「精神保健の課題と支援」を含めて、当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者も、教授できるようにすること
- ④ 共通科目については、社会福祉士と同様の要件を設けるとともに、さらに一部の科目については精神保健福祉士として5年以上の実務経験があれば、当該科目に関して教授できるようにすること
- ⑤ 「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ」(読み替え可能科目)については、社会福祉士として5年以上の実務経験があれば、当該科目に関して教授できるようにすることといった見直しを行う。(その他の基準については、現行どおりとする。)

【一般養成施設・短期養成施設共通】

55

(1)見直し案の概要

○ 新しい教育カリキュラムにおける科目ごとに、

- ① 当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教
- ② 当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員
- ③ 当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者
- ④ 当該科目に関する業務に5年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の職員(経験者を含む。)
- ⑤ 5年以上の実務経験を有する精神保健福祉士
- ⑥ 5年以上の実務経験を有する社会福祉士(一部の専門科目を含む。)
- ⑦ 精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師

のいずれかを満たす教員を確保しなければならないこととする。

また、共通科目については社会福祉士と同様の要件としつつ、一部の科目については5年以上の実務経験を有する精神保健福祉士を加えて、いずれかを満たす教員を確保しなければならないこととする。

56

(見直し後の科目ごとの教員要件)

		当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教	当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員	当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者	当該科目に関する業務に5年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の職員	5年以上の実務経験を有する精神保健福祉士	5年以上の実務経験を有する社会福祉士	医師 (専門科目は、精神障害者の保健、医療等の業務に5年以上の実務経験を有する者)	5年以上の実務経験を有する看護師等
共通科目	人体の構造と機能及び疾病			○				○	○
	心理学理論と心理的支援	○	○	○					
	社会理論と社会システム	○	○	○					
	現代社会と福祉	○	○	○					
	地域福祉の理論と方法	○	○	○	○	●	○		
	福祉行財政と福祉計画	○	○	○	○	●	○		
	社会保障	○	○	○					
	低所得者に対する支援と生活保護制度	○	○	○	○	●	○		
	保健医療サービス	○	○	○	○	●	○		
	権利擁護と成年後見制度	○	○	○	○	●	○		
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	○	○	○	○	●	○		
専門科目	精神疾患とその治療			●				○	
	精神保健の課題と支援	●	●	●	●			○	
	精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ(読替可能)	○	○	○		○	●		
	精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ	○	○	○		○			
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開	○	○	○		○			
	精神保健福祉活動を支える制度・サービス	○	○	○	●	○			
	精神障害者の生活支援システム	○	○	○	●	○			

○印は、社会福祉士教育における教員要件と同様のもの。 ●印は、現行の規程(精神・社会)の考え方と比較して追加となるもの。

57

(参考) 現行の精神保健福祉士養成施設の教員要件について

- 現行の精神保健福祉士養成施設における教員要件については、科目ごとに、
- ① 当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教
 - ② 当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員
 - ③ 当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者
 - ④ 5年以上の実務経験を有する精神保健福祉士
 - ⑤ 精神障害者の保健及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師
- のいずれかを満たす教員を確保しなければならないこととする。

58

(2) 見直し案の具体的内容

見直し案	現行
<p><u>各科目の教員(添削指導者を含む。)の資格要件については、次のアからオまでの科目ごとにそれぞれ掲げる者のうち、いずれかに該当するものとする。</u></p> <p>ア 精神疾患とその治療</p> <p>(ア) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u></p> <p>(イ) <u>精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師</u></p> <p>イ 精神保健の課題と支援</p> <p>(ア) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u></p> <p>(イ) <u>精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師</u></p> <p>(ウ) <u>国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験のある者</u></p> <p>ウ 精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ</p> <p>(ア) <u>学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</u></p>	<p><u>指定規則第6条第1号に定める専任教員となることができる者は、次のとおりであること。</u></p> <p>ア 精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論又は精神保健福祉援助技術各論の専任教員になることができる者</p> <p>(ア) <u>大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論又は精神保健福祉援助技術各論を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</u></p> <p>(イ) <u>専修学校の専門課程の専任教員として、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論又は精神保健福祉援助技術各論を3年以上担当した経験のある者</u></p> <p>(ウ) <u>大学院において、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論又は精神保健福祉援助技術各論に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u></p> <p>(エ) <u>精神保健福祉士の資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者</u></p> <p>イ 精神保健福祉援助実習の専任教員になることができる者</p> <p>(ア) <u>大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育</u></p>

59

見直し案	現行
<p>(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者</p> <p>(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(エ)精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(オ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>エ 精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ、精神保健福祉の理論と相談援助の展開</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者</p> <p>(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者</p> <p>(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(エ)精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>オ 精神保健福祉活動を支える制度・サービス、精神障害者の生活支援システム</p>	<p>機関において、法令の規定に従い、精神保健福祉援助実習を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者</p> <p>(イ)専修学校の専門課程の専任教員として、精神保健福祉援助実習を3年以上担当した経験のある者</p> <p>(ウ)精神保健福祉士の資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>(4) 指定規則第6条第2号に定める専任教員は、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論、精神保健福祉援助技術各論又は精神保健福祉援助実習を担当できる者であり、かつ、(3)に掲げる資格要件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(5) 指定規則第5条第1号に定める専任教員は、それぞれ(3)に掲げる資格要件に該当するものであること。</p> <p>(6) 指定規則第5条第2号に定める専任教員は、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論、精神保健福祉援助技術各論又は精神保健福祉援助実習を担当できる者であり、かつ、(3)に掲げる資格要件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(7) 精神医学又は精神保健学の教員になることができる者 精神障害者の保健及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験のある医師</p> <p>(8) 精神科リハビリテーション学の教員になることができる者は、次に掲げる資格要件のいずれかに該当する者</p>

見直し案	現行
<p>(ア)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(イ)精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師</p> <p>(ウ)国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験のある者</p> <p>(エ)精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>カ 共通科目</p> <p>(ア)社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針による教員要件を参照する。</p> <p>(イ)「地域福祉の理論と方法」、「福祉行財政と福祉計画」、「低所得者に対する支援と生活保護制度」、「保健医療サービス」、「権利擁護と成年後見制度」、「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」については、(ア)に関わらず、精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者としてすることができる。</p> <p>【経過措置】</p> <p>カについては、平成24年3月31日において、現に科目を担当する教員であつて、(ア)、(イ)に該当しないものについては、平成27年3月31日までの間、引続き科目を担当することができるものとする。</p>	<p>であることが望ましいこと。</p> <p>ア 精神障害者の保健及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験のある医師</p> <p>イ 精神保健福祉士の資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>(9) 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等をあわせて設置する場合は、両施設の学生総定員を足した数を指定規則別表第2の「学生総定員の区分」欄に当てはめて算出した数以上の専任教員を有すること。</p> <p>(10) その他の教員については、担当する科目について相当の学識経験を有する者であること。</p>

Ⅲ 施設設備

62

Ⅲ－① 設置主体

- 精神保健福祉士養成施設の設置主体については、運用上、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のいずれかであることが要件となっているが、養成施設の指定基準においてこれを改めて明確化する。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。	精神保健福祉士養成施設については、規定なし。 (参考)社会福祉士養成施設設置運営指針において、以下の規定あり。 設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。

63

Ⅲ－② 建物(校舎等)

○ 建物(校舎)については、自己所有であることが要件となっているが、事業の継続性が担保されることを前提に、借家の場合でも可能となるよう、規制を緩和する。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 校舎等建物については、申請年内(12月末日まで)に工事を完了し、新築の場合は、検査済証の交付を受けること。また、備品等についても、すべて年内に備えつけを完了すること。なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借家であっても差し支えないこと。</p> <p>ア 賃貸借契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。)</p> <p>イ 賃借権の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。</p>	<p>① 昼間課程及び夜間課程においては、校舎、その他の諸設備は、原則として設置者が所有するものであること。</p>

64

Ⅲ－③ 1学級の定員

○ 1学級の定員については、40人以下でなければならないこととされているが、養成施設の裁量により決定できるように改める。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>少なくとも1以上の学級を設けること。</p>	<p>1学級の定員は、40人以下であること。</p>

65

Ⅲ－④ 普通教室の数

○ 普通教室の数については、同時に授業を行う学級の数を下らない数を設置しなければならないこととされているが、講義系科目について、大教室における授業が可能となるよう、規制を緩和する。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
① 同時に授業を行うために必要な数の普通教室を有すること。	① 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
② 普通教室の広さは、内法による測定で学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。	② 普通教室の広さは、内法による測定で学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。

(ex.)1学級40人×2クラス(80人)の養成施設の場合

(見直し後) 普通教室1室(80人×1室)でも可 ← (現行) 普通教室2室(40人×2室)以上が必要

66

Ⅲ－⑤ IT機器の設置

○ 精神保健福祉士の活動領域においては、パソコン等のIT機器を活用した支援が求められていることから、これらを活用した支援手法の学習の機会が確保されるよう、パソコン等のIT機器を設置することが望ましい旨の規定を追加する。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
授業において、学生がパーソナルコンピューター等のIT機器を活用した相談援助の技術等を学習することができるよう、必要な設備を設けることが望ましいこと。	規定なし

67

Ⅲ－⑥ 図書室

○ 図書室については、情報公開を進めることを前提に、図書室に係る設置規制のみ課すこととし、図書の具体的な数量は示さないこととする。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。</p> <p>② 図書室を有すること。</p> <p>③ 学生の希望を勘案し、定期的に蔵書を補充・更新し、その充実に努めること。</p> <p>④ <u>図書室の蔵書以外にも関連する文献等について情報検索できるよう必要な機器を整備すること。</u></p>	<p>① 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。</p> <p>② 図書室を有すること。</p> <p>③ <u>昼間課程及び夜間課程においては、指定規則別表第1に定める科目に関する専門図書を1,000冊以上、学術雑誌を10種類以上備えていること。</u></p>

※ このほか、図書室内の蔵書量等についての情報公開を義務づけることとする。(→P. 100)

68

Ⅲ－⑦ 演習室と実習指導室の共用

○ 演習室と実習指導室については、それぞれ別途教室を確保しなければならないこととされているが、授業の実施に当たって支障がない場合には、これらの教室を共用することが可能となるよう、規制を緩和する。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 少なくとも学生20人につき1室の割合の演習室を有すること。</p> <p>② 少なくとも学生20人につき1室の割合で<u>実習指導を行うための実習指導室を有すること。</u> ただし、授業の実施に当たって、教育に支障がない場合に限り、<u>演習室と実習指導室とを共用することが可能であること。</u></p> <p>③ 演習室又は実習指導室には、視聴覚機器を備え付けること。</p>	<p>① 少なくとも学生20人につき1室の割合の演習室を有すること。</p> <p>② <u>精神保健福祉援助実習の指導を行うための実習指導室を有すること。</u></p> <p>③ 実習指導室には、視聴覚機器を備え付けること。</p>

69

(参考) 現行の精神保健福祉士養成施設の設備基準について

		指定規則	指導要領
屋間課程 夜間課程	1学級の定員	40人以下	
	普通教室	同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。	学生1人当たり1.65㎡(内法方法)以上
	演習室	少なくとも学生20人につき1室を有すること。	
	実習指導室	精神保健福祉援助実習の指導を行うための実習指導室を有すること。	・視聴覚機器の備え付け
	その他	教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。	・図書室 ・科目に関する専門図書を1,000冊以上 ・学術雑誌を10種類以上
通信課程	1学級の定員	なし	
	講義室	面接授業実施期間中に確保されていること。	
	演習室	少なくとも学生20人につき1室を、面接授業実施期間中に確保されていること。	
	実習指導室	なし	
	その他	なし	